

平成31年2月市議会 教育厚生委員会資料

第34号議案

長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて	P 1
条例の概要	P 2～P 3
新旧対照表	P 4

原爆被爆対策部
平成31年2月

消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

1 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。
75 条例が改正対象。

2 消費税転嫁の方針

(1) 外税については、100分の108を100分の110とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

(2) 内税については、消費税5%の時点の単価に105分の110を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10円単位の転嫁とし、10円未満の端数は切り捨てる。

※平成26年4月1日に5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

3 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10円単位	宿泊料	1円単位	附属設備	1円単位
駐車場	10円単位	会議室等	1円単位	模写手数料	1円単位
ロッカー等	10円単位	スポーツ施設	1円単位	各種手数料	1円単位

長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため長崎原爆資料館の利用料金等を改正しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 利用料金（入館料）

区分		現行	改正案
一般	個人	200 円	変更なし
	団体	160 円	変更なし
小中高	個人	100 円	変更なし
	団体	80 円	変更なし
合計			

(参考)

平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
263,314 件	0 円
98,168 件	0 円
32,305 件	0 円
333,797 件	0 円
727,584 件	0 円

(2) 利用料金（ホール）

区分		現行	改正案
平日	9 時～12 時	8,691 円	8,852 円
	13 時～17 時	11,581 円	11,796 円
	18 時～22 時	13,906 円	14,163 円
土・日・休日	9 時～12 時	10,429 円	10,622 円
	13 時～17 時	13,896 円	14,153 円
	18 時～22 時	16,683 円	16,992 円
合計			

(参考)

平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
290 件	26,022 円
290 件	26,022 円

(3) 利用料金 (駐車場)

区分		現行	改正案
バス	最初の1時間まで	510円	520円
	その後30分までごと	510円	520円
マイクロバス	最初の1時間まで	250円	260円
	その後30分までごと	250円	260円
普通・小型・軽	最初の1時間まで	100円	変更なし
	その後30分までごと	100円	変更なし
合計			

(参考)

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
7,997件	86,717円
834件	5,595円
41,070件	0円
49,901件	92,312円

(4) 目的外使用料

区分	現行	改正案
目的外使用料	1月の売上額の 100分の5.29%	1月の売上額の 100分の5.39%
合計		

(参考)

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
12月	7,162円
12月	7,162円

3 施行期日

平成31年10月1日

4 長崎原爆資料館条例新旧対照表

別紙作成

長崎原爆資料館条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
第1条～第31条〔省略〕 別表第1〔省略〕 別表第2（第9条関係）				第1条～第31条〔省略〕 別表第1〔省略〕 別表第2（第9条関係）			
区分	利用時間 午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	区分	利用時間 午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
平日	円 8,691	円 11,581	円 13,906	平日	円 8,852	円 11,796	円 14,163
土曜日、日曜日又は休日	10,429	13,896	16,683	土曜日、日曜日又は休日	10,622	14,153	16,992
備考〔省略〕				備考〔省略〕			
別表第3（第9条関係）				別表第3（第9条関係）			
区分	駐車料金			区分	駐車料金		
	最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと	
バス	円 510	円 510		バス	円 520	円 520	
マイクロバス	250	250		マイクロバス	260	260	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	100	100		普通自動車 小型自動車 軽自動車	100	100	
備考〔省略〕				備考〔省略〕			
別表第4（第17条関係）				別表第4（第17条関係）			
使用区分		使用料（1月につき）		使用区分		使用料（1月につき）	
売店		1月の売上額の100分の5.29に相当する金額		売店		1月の売上額の100分の5.39に相当する金額	
備考〔省略〕				備考〔省略〕			